

群馬県適正化通信 No.196(令和7年4月号)

物流改正法の施行（主な概要）及び行政処分等の基準の追加について

令和6年4月から時間外労働の上限規制、改正改善基準告示等が施行され1年が経過しましたが、ドライバー不足や長時間の荷待ち時間など、物流を支えるための環境は依然として改善に至っておりません。

このような状況の中、国土交通省は荷主企業や物流事業者等による取引環境の適正化を図るため、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」と「貨物自動車運送事業法」を一部改正し、「運送契約締結時の書面交付義務」や「実運送体制管理簿の作成・保存義務」など、物流効率化のための取り組みや多重下請け構造の是正措置等を規定し、令和7年4月1日から施行されました。これに伴い、荷主企業や利用運送事業者、実運送事業者、軽貨物運送事業者の取り組むべき事項の主な概要をご確認のうえ、事業者の皆様の確実な取り組み・管理をお願いいたします。

【荷主・物流事業者に対する規制的措置】

(1) 全ての事業者

全ての荷主（発荷主・着荷主）、連鎖化事業者（フランチャイズチェーンの本部）、物流事業者（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、国が判断基準を策定、当該措置の取り組み状況の指導、助言、調査、公表を実施します。元請トラック事業者や利用運送事業者にも荷主に協力する努力義務が課せられ、その措置の実施状況が不十分な場合には、国が勧告・命令を実施することとなりました。（図1参照）

(2) 特定事業者

一定の基準に該当する荷主と物流事業者（図2参照）は中長期計画の作成と定期報告等が義務付けられました。また、特定事業者のうち荷主事業者には「物流統括管理者（CLO）」の選任・届出とともに、以下の業務が義務付けられました。

● 物流統括管理者の選任・届出

……事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある役員等の経営幹部から1名選任（ホールディングスやグループ企業等からの選任は不可）し、選任後は遅滞なく届出

● 物流統括管理者（CLO）の業務

……①中長期計画の作成、②事業運営方針の作成・事業管理体制の整備、③リードタイムの確保、発注・発送料の適正化等のための社内の関係部門（開発・調達・生産・物流・販売等）間の連携体制の構築、④設備投資、デジタル化、物流標準化に向けた事業計画の作成、実施及び評価、⑤社員の意識向上のための社内研修の実施、⑥調達先及び納品先等の物流統括管理者との連携・調整

【 トラック事業者の取り組みに対する規制的措置】（下請け関係に入る第一種利用運送事業者も対象）

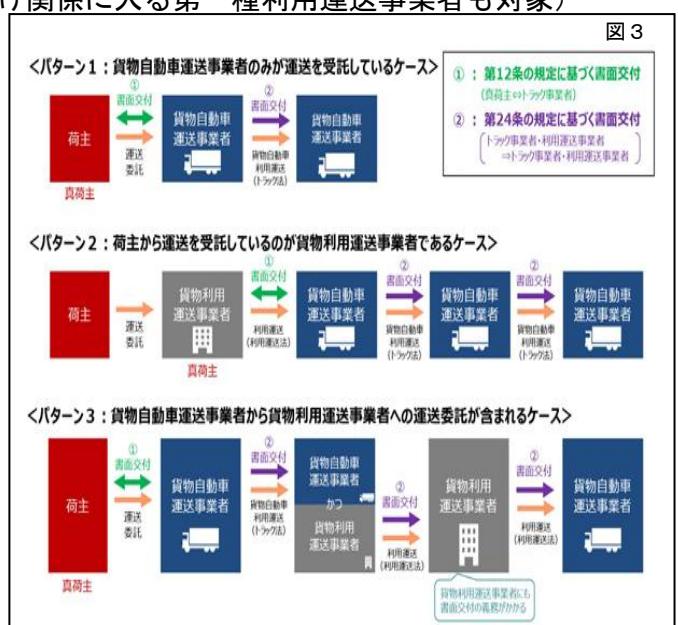
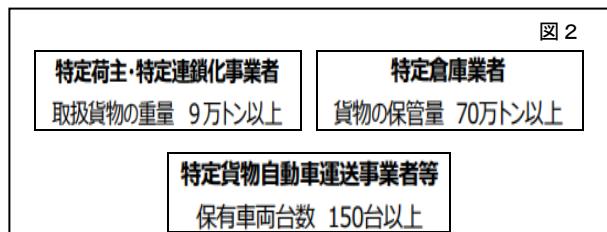
(1) 運送契約締結時の書面交付義務

運送契約の範囲や運賃・料金の明確化を図るため、附帯業務料、有料道路利用料、燃料サーチャージなどの必要項目が記載された契約書の書面交付が義務付けられました。契約締結時に未定の事項がある場合には後日内容が決定した時点で別途書面交付する方法でも問題ありません。その場合には当初交付した書面と後日交付した書面を合わせて保存する必要があります。但し、既に基本契約書を交わしている場合、重複している項目は省略することができます。

● 書面交付の対象（図3参照）

- ①真荷主とトラック事業者は相互で書面交付
- ②トラック事業者等が利用運送を行うときは委託先へ書面交付

取り組むべき措置	判断基準（取組の例）
荷待ち時間の短縮	適切な貨物の受取・引渡日時の指示、予約システムの導入 等
荷役等時間の短縮	パレット等の利用、標準化、入出庫の効率化に資する資機材の配置、荷積み・荷卸し施設の改善 等
積載効率の向上等	余裕を持ったリードタイムの設定、運送先の集約 等



- 必要項目………①運送役務の内容・対価、②運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる(図4・5参照) 場合にはその内容・対価、③その他特別に生ずる費用に係る料金(例: 高速道路利用料、燃料サーチャージ等)、④契約の当事者の氏名・名称及び住所、⑤運賃・料金の支払方法、⑥書面を交付した年月日
- 交付・保存方法…書面、FAX、メール等の電磁的方法(契約の相手方が承諾している場合に限る。)も可能
- 保存期間………1年間保存

図4

交付書面の一例(※赤字は法定事項)

運送申込書／運送引受書	
I. 運送契約の当事者 申込者 社名又は 氏名 ○○食品会社 住所 新木戸○市○町○一-1 電話 028-111-*** FAX 028-222-*** E-mail *****@***.co.jp 【担当者名】 室主 室主 荷役人 社名又は 氏名 △△商店 住所 東京都△△区△△3-3-3 電話 03-555-*** E-mail *****@***.co.jp 【担当者名】 販賣 三郎 運送者 引き受けける者 社名又は 氏名 □□運輸㈱ 住所 新木戸○市□□2-2-2 電話 028-333-*** E-mail *****@***.co.jp 【担当者名】 運輸 一部	
II. 運送の役務 運送先・発送地 ○○食品会社 A工場 集荷・発送の 希望日時 令和7年4月5日 0時～12時	
配達先・到着地 △△商店 開港・着陸の 希望日時 令和7年4月5日 14時～16時	
運送保険加入の委託 有・無	
品名 冷凍食品 品質 -10℃以下 重量又は容積 1トン 用途の種類及び個数 (1)レット当たりポジボル10個 運送の特徴 貨物距離 車種 冷凍車(1トン) 台数 1	
III. 駐泊作業・附帯業務等 駐泊及び作業の委託 令和7年4月5日 12時～15時 (30分程度) 駐泊及び作業の委託 (有)無 予定作業時間 (30分程度)	
IV. 料率及び料金 料率 50,000 円 税別料 2,500 円 取扱料 2,500 円 特種荷物料 0 円 品代金の立て込み 0 円 未決済料 0 円 附帯業務料 0 円 消費税 0,000 円 合計 52,500 円 V. その他 駐泊・予定時 令和7年4月5日 12時 配達・到着の 予定期間 令和7年4月5日 15時 【車両番号】 ○○123あ××× *上記のとおり運送を受け受けます。 令和7年 4月 1日 運送引受者(宣白自動車運送事業者) 口口運輸㈱ 代表取締役 運輸 部長	

○メール本文に法定事項を記載して送信する場合の記載例(※赤字は法定事項)

真荷主→トラック事業者 メール送信
差出人: XXXXX@XXX.co.jp 送信日時: 2025年4月1日火曜日 10:57 宛先: XXXXX@XXX.co.jp 件名: 【運送依頼】冷凍食品 1トン輸送のため 冷凍車 1台 ○○食品㈱ 口口運輸㈱ 御中 下記のとおりお願いいたします。 車種等: 冷凍車 1台、貸切距離制 品名: 冷凍食品 1トン (10パallet) 稽込: 4/5 12時 (○○食品 A工場) 取扱: 4/5 15時 (△△商店) 積込作業の委託: 有、30分程度 取卸作業の委託: 有、30分程度 附帯業務の内容: 15時 30分～16時 30分、倉庫内における 荷役・搬入作業 運送保険加入の委託: 無 運賃 50,000 円 有料道路利用料(税込) 4,000 円 燃料サーチャージ 2,000 円、 稽込料及び取扱料 5,000 円 附帯業務料 3,000 円 消費税 6,000 円 合計: 70,000 円 支払方法: R7.4.4 銀行振込
トラック事業者→真荷主 メール返信
差出人: XXXXX@XXX.co.jp 送信日時: 2025年4月1日火曜日 13:25 宛先: XXXXX@XXX.co.jp 件名: RE: 【運送依頼】冷凍食品 1トン輸送のため 冷凍車 1台 ○○食品㈱ ○○食品㈱ 国土さま メールにて依頼のありました下記の件了解し ました。(※) 口口運輸㈱ 口口課 運輸 一部 〒XXX-XXXX 株式会社口口市口口2-2-2 Tel: 028-333-xxxx / Fax: 028-444-xxxx -----Original Message----- 差出人: XXXXX@XXX.co.jp 送信日時: 2025年4月1日火曜日 10:57 宛先: XXXXX@XXX.co.jp 件名: 【運送依頼】冷凍食品 1トン輸送のため 冷凍車 1台 ○○食品㈱ 口口運輸㈱ 御中 下記のとおりお願いいたします。 車種等: 冷凍車 1台、貸切距離制 品名: 冷凍食品 1トン (10パallet) 稽込: 4/5 12時 (○○食品 A工場) 取扱: 4/5 15時 (△△商店) 積込作業の委託: 有、30分程度 取卸作業の委託: 有、30分程度 附帯業務の内容: 15時 30分～16時 30分、倉庫内における 荷役・搬入作業 運送保険加入の委託: 無 運賃 50,000 円 有料道路利用料(税込) 4,000 円 燃料サーチャージ 2,000 円、 稽込料及び取扱料 5,000 円 附帯業務料 3,000 円 消費税 6,000 円 合計: 70,000 円 支払方法: R7.4.4 銀行振込

(2) 健全化措置の努力義務、運送利用管理規程作成・運送利用管理者選任・届出の義務

利用運送を行う際には真荷主と末端の実運送事業者との間にある全ての発注行為の適正化を図るよう努力義務が課せられました。また、一定規模以上のトラック事業者は運送利用管理規程の作成、管理者の選任が義務付けられました。(図6・7参照)

- 健全化措置………①実運送コストの把握、②低運賃・料金に係る荷主への交渉の申し出、③委託先に対し「再々委託の制限」等の条件を付与

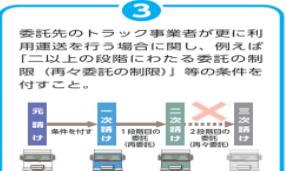
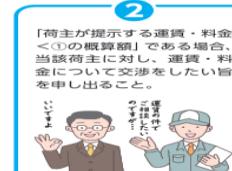
図7



図6

● この健全化措置の努力義務は、具体的には以下の3通りの場合に適用されます。

- ①一般貨物自動車運送事業者が他の一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ②特定貨物自動車運送事業者が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合
- ③第一種貨物利用運送事業者(下請構造の中にいる場合に限る)が一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合



● 運送利用管理規程作成・運送利用管理者選任・届出期限

前年度の利用運送量が100万トン以上の事業者(毎年提出している事業実績報告書の「輸送トン数(利用運送)・全国欄」の記入数値で判断)は運送利用管理規程を作成するとともに、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者(役員等)から運送利用管理者1名を選任し翌年度の7月10日までに国土交通大臣へ届出

(3) 実運送体制管理簿の作成義務

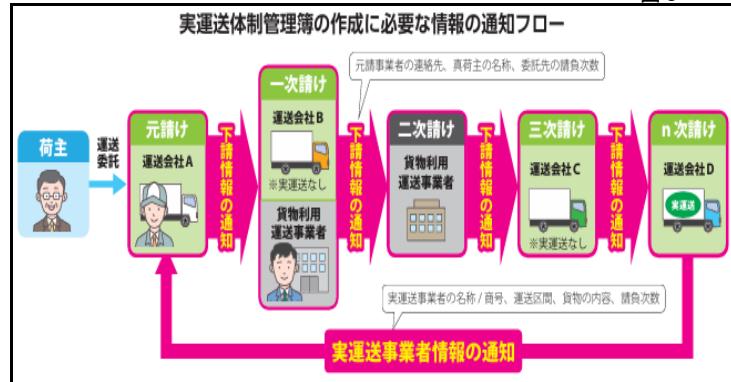
利用運送を行った場合に、元請け事業者に対し実運送事業者の名称や請負階層等に関する情報を記載した実運送体制管理簿の作成が義務付けられました。併せて、利用運送事業者を含め各事業者に対し、実運送体制管理簿の作成に必要な情報を通知する義務が課されました。また、各事業者はその運送が実運送体制管理簿の作成対象である場合、運送委託を行う際に情報通知と併せて実運送体制管理簿の作成対象である旨を確実に委託先へ伝達しなければなりません。(図8・9参照)

- 作成対象………貨物の重量1.5トン以上(真荷主から運送依頼があった時点で判断)
- 必要項目………①実運送事業者の商号又は名称、②実運送事業者が実運送を行う貨物の内容及び区間、③実運送事業者の請負階層(1次請け・2次請け等)
- 作成・交付・保存方法…既存の配車表等を活用するなどの方法による作成や、書面だけでなく電磁的方法も可能
- 保存期間………1年間保存

図 8

実運送体制管理簿のイメージ						
赤枠: 必須の記載事項						
実運送体制管理簿（機械メーカー丙社）						
実運送体制管理簿（製紙メーカー乙社）						
積込日	運送区間	貨物の内容	実運送事業者の商号又は名称	請負階層	車番	ドライバー名
2/1(木) ××工場～○○工場	食品機械	A運輸	1次請け	11-11	○○	
2/1(木) ○○工場～Z営業所	冷凍食品	X運輸	元請け	22-22	○○	
2/1(木) Z営業所～小売店A	冷凍食品	C運輸	2次請け	33-33	○○	
2/2(金) ××工場～倉庫A	飲料	D運輸	1次請け	44-44	○○	
2/2(金) ××工場～倉庫A	飲料	E運輸	2次請け	55-55	○○	
2/2(金) ××工場～倉庫A	飲料	G運輸	3次請け	66-66	○○	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

図 9



(4) 運送契約締結時の書面交付義務関係等に係る処分基準の追加

違反内容	処分日車	
	初違反	再違反
▶ 運送契約締結時の書面交付義務違反	○ 交付なし 5件以下	警告 10日車
	○ 交付なし 6件以上 15件以下	10日車 20日車
	○ 交付なし 16件以上	20日車 40日車
	○ 記載事項等の不備	警告 10日車
	○ 交付書面の写しの保存 ・一部保存なし	警告 10日車
	・全て保存なし	20日車 40日車
▶ 他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する際の書面交付義務違反		運送契約締結時の書面交付義務違反に係る処分量定と同じ
▶ 運送利用管理規程の作成・届出違反	○ 未作成	20日車 40日車
	○ 届出に係るもの	警告 10日車
▶ 運送利用管理規程の必要事項設定違反（規程の内容不適切）		10日車 20日車
▶ 運送利用管理者の選任違反		20日車 40日車
▶ 運送利用管理者の選任（解任）の未届出、虚偽届出	○ 選任（解任）の未届出に係るもの	警告 10日車
	○ 虚偽の届出に係るもの	40日車 80日車
▶ 運送利用管理者の意見に対する尊重義務違反		10日車 20日車
▶ 実運送体制管理簿の作成義務違反	○ 作成なし 5件以下	警告 10日車
	○ 作成なし 6件以上 15件以下	10日車 20日車
	○ 作成なし 16件以上	20日車 40日車
	○ 記載事項等の不備	警告 10日車
	○ 実運送体制管理簿の備え置き ・一部備え置きなし	警告 10日車
	・全て備え置きなし	20日車 40日車
	▶ 実運送体制管理簿に係る通知義務違反	警告 10日車

(5) 荷待時間・荷役作業等の記録義務付け対象が全車両に拡大

令和元年6月から施行されている車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上の「荷待時間・荷役作業等の記録義務」が全車両に対して義務付けられました。但し、別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合は記載の必要はありません。（図10参照）

- 対象運行………①荷主都合により30分以上待機したときや集荷・配送地点等で積込み・取卸し・附帯業務を実施した場合
②荷主との契約書に実施した荷役作業等が全て明記されている場合は、一運行の中で荷役作業等に要した時間の合計が1時間以上となった場合

荷主指定の到着時刻(ある場合)	時	分	集貨地点等への到着時刻	時	分
荷待待機	開始・終了時刻	:	～	:	
	開始・終了時刻	:	～	:	
附帯業務	開始・終了時刻	:	～	:	
	開始・終了時刻	:	～	:	
積込み／取卸し	開始・終了時刻	:	～	:	
	開始・終了時刻	:	～	:	
集貨地点等からの出発時刻	時	分			
荷主都合による荷待時間・荷役作業の合計時間	時間	分			

運転者が実施した荷役作業等の内容

1.積込み(手荷役・機械荷役) 2.取卸し(手荷役・機械荷役) 3.荷造り 4.仕分け
5.検収・検品 6.横持ち 7.縦持ち 8.棚入れ 9.ラベル貼り 10.いわい作業 11.その他()
(発・着)荷主側担当者確認欄 荷主側の確認が得られず 荷主側担当者不在

* 別途デジタコなど他の方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要。
※集貨地点等に到着した時刻(荷主から指定された場合は当該時刻)から出発した時刻までに、荷主都合により待機した時間の合計が30分未満の場合は記録不要。

*契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要。

*「(発・着)荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

図 10

【 貨物軽自動車運送事業者に対するもの 】

貨物軽自動車運送事業者における重大事故が増加していることを踏まえ、安全対策が強化されました。一人で事業を行っている場合でも、自ら安全対策を実施する必要があります。貨物軽自動車運送事業を行っている事業者は、以下の事項を確実に実施するようお願いいたします。

(1) 貨物軽自動車安全管理者の選任・届出義務

営業所ごとに「貨物軽自動車安全管理者」を選任し、運輸支局等への届出が義務づけられました。

- 必要な選任数………営業所ごとに一人選任が必要
- 選任要件…………①貨物軽自動車安全管理者講習を選任日前2年以内に修了した者
②貨物軽自動車安全管理者講習を修了し、かつ貨物軽自動車安全管理者定期講習を選任日前2年以内に修了した者
③当該事業者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営している場合に運行管理者として選任されている者

(2) 貨物軽自動車安全管理者の講習受講義務

- 受講対象者…………①貨物軽自動車安全管理者に選任予定の者：貨物軽自動車安全管理者講習
②選任した貨物軽自動車安全管理者：貨物軽自動車安全管理者定期講習
(選任後2年ごと)

- 受講機関…………国土交通省の登録を受けた講習機関

(3) 初任運転者等への特別な指導

新たに選任された運転者に対する特別な指導を実施し、その指導状況等を記載した貨物軽自動車運転者台帳を作成のうえ営業所に備え置くよう義務付けられました。但し、令和7年3月末以前に一般貨物自動車等及び貨物軽自動車の運転者として乗務していた者は特別な指導を実施する必要はありません。

- 対象運転者…………①初任運転者（過去に一度も特別な指導を実施していない者）
②高齢者（65歳以上の者）
③死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者

(4) 初任運転者等への適性診断の受診義務

新たに選任された運転者に対し国土交通大臣に認定された適性診断を受診させ、その適性診断の受診状況等を貨物軽自動車運転者台帳に記載し営業所に備え置くよう義務付けられました。但し、令和7年4月1日以降に選任された以下の運転者は、該当する適性診断の受診が必要です。

- 対象運転者…………①初任運転者：初任診断
 - a. 令和7年3月末時点で既に運転者に選任されていて過去に一度も適性診断を受けていない者
 - b. 令和7年4月以降に新たに運転者に選任された者
②高齢者（65歳以上の者）：適齢診断

- ② 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者：特定診断

(1) 業務記録・事故記録の記録保存義務

貨物軽自動車で行った業務記録、事故が発生した場合の事故記録の作成、保存が義務付けられました。

- 業務記録の必要項目…………①運転者の氏名、②車両番号、③業務の開始、終了及び休憩の日時、④業務の開始、終了及び休憩の地点、⑤業務に従事した距離、⑥主な経過地点
- 事故記録の必要項目…………①乗務員等の氏名、②事故の発生日時、③事故の発生場所、④事故の概要、⑤事故の原因、⑥再発防止対策
- 保存期間…………①業務記録：1年間、②事故記録：3年間
- 貨物軽自動車運送事業に係る処分基準の追加

違反内容	処分日車	
	初違反	再違反
►貨物軽自動車安全管理者の選任違反	○ 選任なし	事業停止（30日間）
►貨物軽自動車安全管理者の選任（解任）の未届出、虚偽届出	○ 選任（解任）の未届出に係るもの ○ 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車 80日車
►貨物自動車安全管理者の講習受講義務違反		10日車 20日車
►貨物軽自動車運転者等台帳	○ 作成なし（5名以下）	警告 10日車
	○ 作成なし（6名以上）	10日車 20日車
	○ 全て作成なし	20日車 40日車
	○ 記載事項等の不備	警告 10日車
►貨物軽自動車運転者等台帳の保存義務違反		警告 10日車

本改正で“荷主事業者”、“トラック事業者”、“軽トラック事業者”など各々に取り組むべき事項が規定されています。各事項の具体的な内容は別添のチラシをご確認願いますが、運送契約時の書面交付義務関係や貨物軽自動車運送事業関係は、今回新たに行政処分基準も追加されました。事業者や管理者の皆様には、各社における取り組み状況等について確認いただくとともに、今回の改正内容を把握していない、準備していない場合には、社内管理状況の見直しや、早期に荷主企業や協力会社等と調整のうえ、確実な実施をお願いいたします。

なお、「運送申込書／運送引受書」、「実運送体制管理簿」の様式は、群馬県トラック協会ホームページからダウンロード可能です。また、「荷役時間・荷役作業等の記録義務付け対象の拡大」に伴い、運行管理規程も一部改正となっておりますので、併せて確認のうえご活用ください。